甘楽町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成２６年１０月

（令和８年２月全面改定）

目次

はじめに.....3
１　新型コロナウイルス感染症対応での経験.....3
２　町行動計画改定の目的.....4
第１部　新型インフルエンザ等対策の基本事項.....5
第１章　新型インフルエンザ等対策の基本方針.....5
第１節　町行動計画の作成.....5
第２節　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....7
第３節　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....8
第４節　新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....11
第２章　新型インフルエンザ等対策の基本項目.....14
第１節　町行動計画における対策項目等.....14
第３章　新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....15
第１節　対策推進のための役割分担.....15
第２部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....18
第１章　実施体制.....18
第１節　準備期.....18
第２節　初動期.....21
第３節　対応期.....21
第２章　情報収集・分析.....25
第１節　準備期.....25
第２節　初動期.....25
第３節　対応期.....26
第３章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....28
第１節　準備期.....28
第２節　初動期.....30
第３節　対応期.....32
第４章　まん延防止.....34
第１節　準備期.....34
第２節　初動期.....34
第３節　対応期.....35
第５章　ワクチン.....38
第１節　準備期.....38
第２節　初動期.....40
第３節　対応期.....40
第６章　保健.....43
第１節　準備期.....43

第２節　初動期.....43
第３節　対応期.....44
第７章　物資.....45
第１節　準備期.....45
第２節　初動期.....45
第３節　対応期.....46
第８章　町民の生活及び地域経済の安定の確保.....47
第１節　準備期.....47
第２節　初動期.....48
第３節　対応期.....48
資料編.....52
用語集.....52

はじめに

１　新型コロナウイルス感染症対応での経験

2020（令和２）年１月に日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）[1]（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、群馬県（以下「県」という。）内においても、同年３月に初の感染者が確認された。

この新型コロナの感染拡大により、甘楽町（以下「町」という。）においても、町民の生命及び健康が脅かされ、全ての町民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。また、我が国で初めて新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が発出されたほか、まん延防止等重点措置（特措法第２条第３項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）が講じられ、外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請は、町民の生活及び社会経済活動に大きく影響を与えることとなった。

この未曽有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、全県また国を挙げての取組が進められてきた。

今般の新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえた関連法の改正、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定等が行われたことから、2014（平成26）年に策定した甘楽町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）について、新型コロナ対応で得られた３年余りに及ぶ経験や教訓を基に、全面的に改定することとした。

この町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を基に、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等[2]以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

今後は、町行動計画に基づき感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとする。

---

[1] 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年１月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

[2] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第４号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

２　町行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

2023（令和５）年９月から国が新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

・　平時の備えの不足
・　変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
・　情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

・　感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
・　国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
・　基本的人権の尊重

の３つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて町行動計画を全面改定するものである。

第１部　新型インフルエンザ等対策の基本事項

第１章　新型インフルエンザ等対策の基本方針

第１節　町行動計画の作成

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置（特措法第２条第４号に定義する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下同じ。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

① 新型インフルエンザ等感染症

② 指定感染症　（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

③ 新感染症　（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

（２）町行動計画の作成

2012（平成24）年４月に新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）対応の教訓等を踏まえ、対策の実効性をより高めるため、特措法が制定され、国は、特措法第６条の規定に基づき、2013（平成25）年６月、政府行動計画を作成し、これを受けて同年12月に県は、同法第７条の規定に基づ

き、県行動計画を作成した。町においても、特措法第８条の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を踏まえ、2014（平成26）年10月に町行動計画を新たに策定した。

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、町は、定期的な検討を行い、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

（３）町行動計画等の実効性確保

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、町行動計画や関連マニュアル等について、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、町行動計画や関連マニュアル等に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、「甘楽町新型インフルエンザ等対策有識者会議」等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、県行動計画の改定状況等も踏まえ、おおむね６年ごとに町行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に町行動計画等を検証し、必要な見直しを行う。

第２節　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

・　感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

・　流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

（２）町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

・　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

・　町民の生活及び地域経済の安定を確保する。

・　地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

・　業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供に関係する業務又は町民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第３節　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町においては、科学的知見及び国の方針等も踏まえ、本町の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制等も考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第２部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【準備期】

○　発生前の段階

必要な感染症対策物資等の備蓄、ワクチンの供給体制の整備、町民に対する啓発、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

【初動期】

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府による新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間。国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。

直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内や町内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生した際に、町内で万全な体制を構築するためには、県及び関係機関と早期からの情報共有等を行い、速やかに感染症対応を行うことができる体制の構築準備を行い、感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

【対応期】

基本的対処方針実行後の段階

対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下の区分を想定する。

- 封じ込めを念頭に対応する時期
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○　封じ込めを念頭に対応する時期

病原性に応じて、県が実施する感染リスクのある者の不要不急の外出の自粛要請等への協力や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

○　病原体の性状等に応じて対応する時期

国の方針を踏まえ、県及び事業者等と相互に連携して町民の生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、想定外の事態の発生を念頭に置き、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○　ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

○　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限等、各事業者における業務縮小等による接触機会の

抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第４節　新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

（ウ）関係者や町民等への普及啓発と訓練等

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ）リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（オ）ＤＸ推進及び人材育成等による連携強化

医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのＤＸの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や県のリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からデータの収集等の仕組みを構築する。

（イ）社会への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等に

は、適時適切な感染拡大防止措置等が必要となる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民の生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて切替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容と科学的根拠を分かりやすく発信し、周知に協力する。

（３）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

甘楽町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部及び群馬県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（５）感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の確認等を進め、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（６）記録の作成及び保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

（７）新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ発生するか予想できず、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

町及び町民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

（８）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

第２章　新型インフルエンザ等対策の基本項目

第１節　町行動計画における対策項目等

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の８項目を町行動計画の主な対策項目とし、それぞれの対策を切り替えるタイミングを示す。

①　実施体制
②　情報収集・分析
③　情報提供・共有、リスクコミュニケーション
④　まん延防止
⑤　ワクチン
⑥　保健
⑦　物資
⑧　町民の生活及び地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画及び県行動計画における、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、町行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施にかかる協力を求められた場合や対応が必要になった場合、町は可能な範囲で対応を行う。

３章　新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第１節　対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、ＷＨＯ等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図り、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴き対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制の整備や、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応について計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（３）町の役割

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。そのため、対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図り、関係者が一体となり、新型インフルエンザ等のまん延防止に取り組む必要がある。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び各種会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき 、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（７）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（８）町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策

（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第２部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第１章　実施体制

目的

感染症危機は町民の生命及び健康や生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県及び町、医療機関等が相互に連携しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持し、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化【健康課、総務課】

① 町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において業務を強化・拡充するために必要な人員等の確保及び有事の際の業務の継続を図るため、県の業務継続計画との整合性に配慮しながら、業務継続計画を作成・変更する。

③ 町は、特措法の定めのほか、町対策本部に関し必要な事項を条例で定める。

④ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。

⑤ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。

1-2. 実践的な訓練の実施【総務課】

町は、政府行動計画及び県行動計画並びに町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 国、県及び町等の連携強化【総務課、健康課、群馬県警察】

① 町は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

③ 町は、第３節（対応期）に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

1-4. 町の組織体制及び各部局の役割分担【健康課、全部局】

町は、新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策にかかる有事の組織体制及び各部局の主な役割を次のとおり定める。

◎甘楽町新型インフルエンザ等対策本部

本 部 長	町長
副本部長	副町長、教育長、消防団長
委　　員	所属長（課長会議のメンバーを充てる）及び甘楽町新型インフルエンザ等対策本部条例第４条に規定する対策班の班長
設置時期	緊急事態宣言時 ※ 緊急事態宣言が発令されていない状態においても、国内において患者が発生して以降、必要に応じて設置
所管事務	○新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有化並びに連携強化に関すること。 ○町行動計画に基づく、新型インフルエンザ等発生に備えた必要な対応策に関すること。 ○その他対策を実施するために必要なこと。
事 務 局	甘楽富岡地域新型インフルエンザ等対策会議委員※1を担う以下の町職員が兼ねる 事務局長：総務課長　事務局長代理：健康課長、教育課長 事務局員：総務課庶務係長（危機管理部門） 健康課保健係長（感染症部門） 教育課学校教育係長（教育委員会部門）

※１：甘楽富岡地域新型インフルエンザ等対策会議は、新型インフルエンザの発生前の対策及び発生時の対策並びにまん延防止について、管内関係者が連携し各種対策を円滑に推進するため、県、市町村及び関係機関の実務担当者をメンバーに設置するもの。

◎甘楽富岡地域新型インフルエンザ等対策会議

所　　属	構　　成　　員
市町村関係	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
医師会・病院関係	（一社）富岡市甘楽郡医師会、（公社）富岡甘楽歯科医師会 公立富岡総合病院、公立七日市病院、下仁田厚生病院 群馬県看護協会富岡地区支部、富岡甘楽獣医師会、富岡甘楽薬剤師会
警察関係	富岡警察署
消防関係	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部
県地域機関	富岡行政県税事務所、富岡保健福祉事務所、

◎対策班の担当事務（各課における担当業務）

班 名	担当課	担当業務
総合調整班	総務課 庶務係 健康課 保健係 教育課 学校教育係	町対策本部会議の設置及び運営
		情報のとりまとめ
		各課等の連絡調整
管理班	総務課 行政係 秘書係 健康課 保健係 国保係 企画課 企画係 議会事務局	庁内感染防止対策（来庁者含む）
		感染予防必要物品の備蓄、設置
		町職員･家族等の健康状態把握
		各課等の業務継続計画の管理
	総務課 行政係 秘書係 企画課 情報政策係	町民への広報･啓発
		報道機関との連絡調整に関すること
感染予防対策班	健康課 保健係 国保係 福祉課 福祉係 こども係 地域包括支援係 介護保険係 企画課 企画係 会計課	町民の社会活動の自粛要請に関すること
		相談窓口の設置
		発生状況の把握･関係機関との連絡調整
		保健医療情報の提供
		保健指導･まん延防止対策の協力
		要配慮者等に対する支援
社会対応班	福祉課 福祉係 介護保険係	社会福祉施設への管理指導
		介護施設への管理指導
	住民課 住民係 環境係	町民の生活相談
		埋火葬に関すること
	企画課 財政係	公共施設への周知、管理指導

	教育課 学校教育係	小中学校への周知、管理指導、連絡調整
	福祉課 こども係	保育園･こども園への周知、管理指導、連絡調整
	産業課 農林係	畜産関係業務窓口
	産業課 商工観光係	商工観光関係業務における感染防止対策の実施
	建設課 農業委員会事務局	食料、生活必需品等の供給や交通手段の確保など社会的機能の維持
	水道課	水道事業の維持（飲料水の供給）

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

① 国は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表し、閣議にかけて政府対策本部を設置し、公示する。

県は、政府対策本部設置後、直ちに県対策本部を設置する。

町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

② 町は県現地対策本部に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

③ 町は、必要に応じて、第１節（準備期）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 町対策本部の設置

① 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。

② 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

③ 町は、県現地対策本部と連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保[3]し、必要な対策を実施する。

3-1-3. 国及び県による総合調整

① 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係市町村及び関係指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う 。

② 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、町、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う 。

③ 町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県から総合調整及び指示があった場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要と認めるときは、総合調整に応じるとともに指示に従う。

④ 町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

⑤ 町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、政府に指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

【図10 国・県による総合調整】

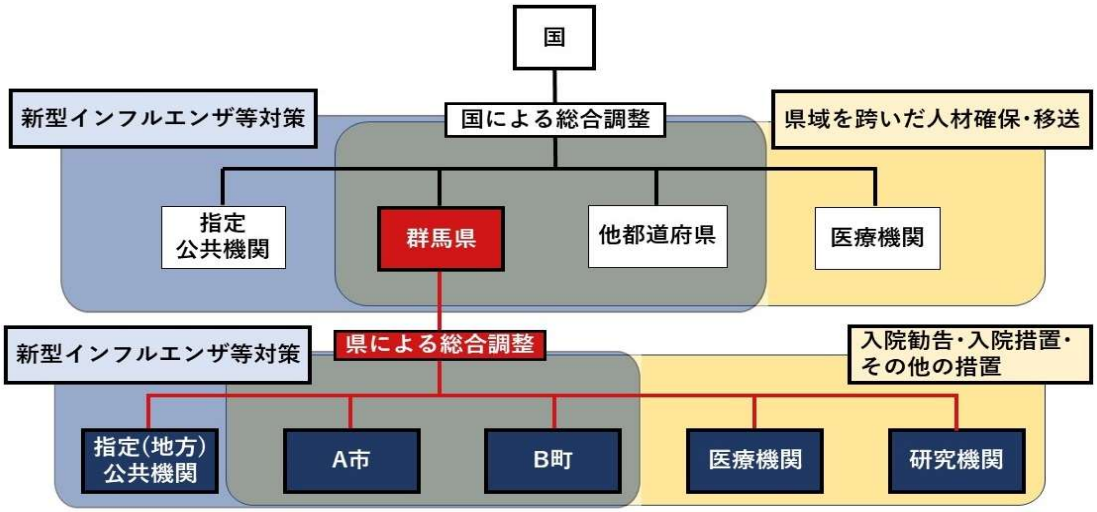

[3] 特措法第 70 条の２第１項。なお、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-1-4. 町による総合調整等

① 町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

② 町は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、県に対し、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求める。

② 町は、緊急事態措置に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

④ 町は、町の教育委員会に対し、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

⑤ 町は、町の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請を行う。

3-1-5. 職員の派遣、応援への対応

① 町は、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要がある場合は、県を経由して、国に職員の派遣要請を行う。

② 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

③ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

【図11 職員の派遣、応援への対応】

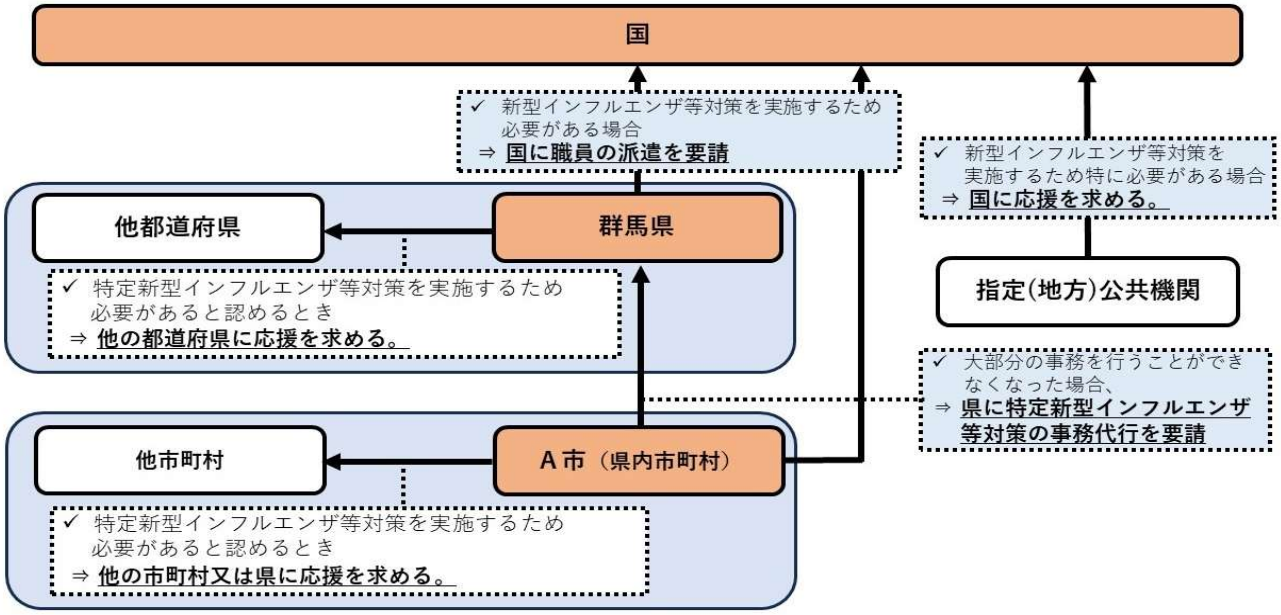

3-2. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第２章　情報収集・分析

目的

感染拡大防止を目的とし、状況に応じて町民の生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県の感染症にかかる情報収集・分析の結果、リスク評価及び町民の生活や地域経済に関する情報等を収集し、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替えを行う。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 実施体制

① 町は、有事に備え、国及び県から共有される情報収集・分析の結果に加え、利用可能なあらゆる情報源からの体系的かつ包括的な感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備する。

② 町は、町民の生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。

1-2. 訓練の実施

町は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

1-3. 情報漏えい等への対策

町は、公表前の情報や個人情報等の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理にあたっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. 実施体制

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析の実施体制を確立する。

2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

町は、県と連携し、国のリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

【図12　リスク評価】

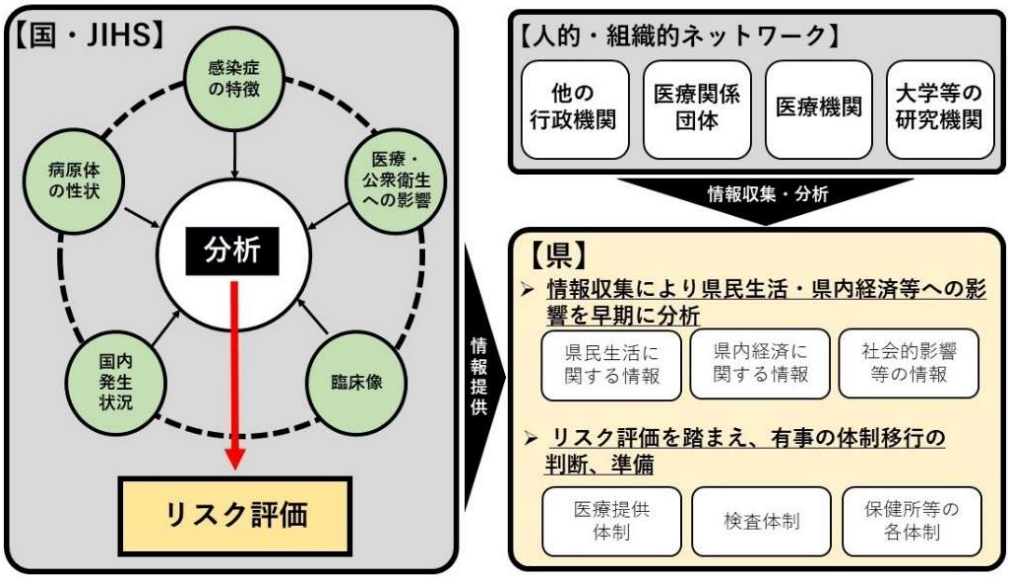

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有【健康課】

町は、新たな感染症が発生した場合は、情報収集・分析から得られた情報や対策について、町民等に迅速に提供・共有する。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. 実施体制

町は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

3-2. 情報収集・分析手法の検討及び実施

町は、特に町内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される可能性を想定し、町民の生活及び地域経済に関する情報収集・分析を強化し、感染症危機が町民の生活及び地域経済等に及ぼす影響を把握する。

3-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

町は、国や県から提供されるリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-4. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

町は、国及び県から提供される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、町民等に迅速に提供・共有する。

第３章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、町は、町民にとって最も身近な行政主体として、表現の自由に十分配慮し、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。また、可能な限り双方向のコミュニケーションを図り、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

このため、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

また、有事には、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める必要がある。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

① 町は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について町民等の理解を深めるため、マスメディアを含む各種媒体により、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。なお、その際により多くの町民等に効果的に情報を届けられるよう、ＳＮＳ等をはじめとした新たな情報伝達媒体を活用するなど柔軟に対応することで、町民等への認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

② 町は、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むなど、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫を検討する。

③　保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等は県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対しても分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにＳＮＳ等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、ＡＩ（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

町は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

①　町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をし、関係部局と連携して情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

②　町は、平時から、県と連携し、町内在住外国人等のコミュニティー等の把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。

③　町として一体的かつ整合的なワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局間で情報提供・共有の方法等を整理する。

④　町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等に対し、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

⑤　町は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

⑥　町は、国及び県の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有の体制を整備する。

⑦　町は、新型インフルエンザ等が発生した際、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等に対する健康観察及び外出自粛要請に協力等するため個人情報の提供に係る覚書等を締結し、県との連携体制を整備する。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

①　町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

②　町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民等からの相談に応じるため、国又は県から要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

③　町は、町民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

第２節　初動期

（１）所要の対応【健康課】

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①　町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

　その際、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やとるべき行動等その対策等について、マスメディアやＳＮＳの活用により、町民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

　また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をし、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

②　町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

③　町は、国や県が発信する感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、町民等に分かりやすく情報提供・共有を行う。

④　町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、本格的にリスクコミュニケーションの体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

⑤　町は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

⑥　町は、県が実施する、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、有症状者等からの相談に対応する相談センター等の周知・広報について協力する。

⑦　町は、準備期に締結した県との覚書に基づき、必要に応じて、県に新型インフルエンザ等の患者等の個人情報の提供を求める。

2-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

①　町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、県と連携し、一方向の情報提供だけでなく、ＳＮＳの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを図るよう努める。

②　町は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、町民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。

③　町は、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口の設置について検討する。

【図14　双方向のコミュニケーション】

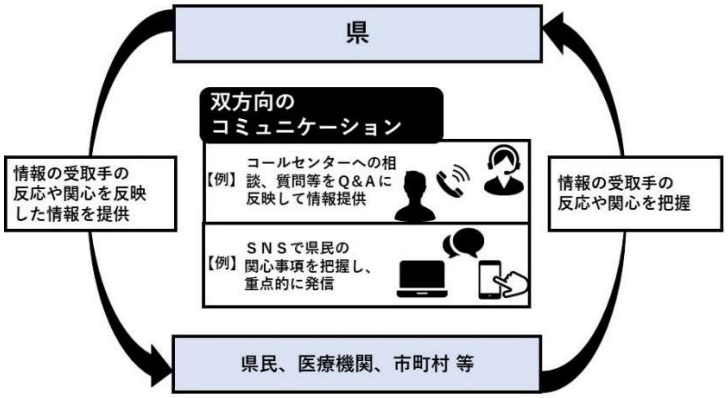

2-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえ適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、町、ＮＰＯ等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、初動期に引き続き、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

② 町は、初動期に引き続き、町民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部局の情報等について、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。

③ 町は、初動期に引き続き、国や県と連携して、町民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

④ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、初動期に強化したリスクコミュニケーションの体制を継続し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを図る。

⑤ 町は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

⑥ 町は、県が実施する、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法等の周知・広報に協力する。

⑦ 町は、発熱外来の受診方法の変更（相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへの変更等）に関する町民等への周知・広報について、県と連携・協力して行う。

⑧ 町は、県との覚書に基づき、患者等に対する健康観察及び外出自粛要請等への協力又は人権侵害や風評被害の発生防止等に必要があると認めるときは、県に患者等の個人情報の提供を求める。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

① 町は、初動期に引き続き、一方向の情報提供だけでなく、ＳＮＳの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを図るよう努める。

② 町は、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、町民や事業者等の関心事項等を整理し、関係部局で共有を行うことで、情報提供・共有する内容に反映する。

③ 町は、初動期に引き続き、必要に応じて、日本語能力が十分でない外国人に対応するため、ワンストップで総合相談対応を行う窓口を設置する。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、町及びＮＰＯ等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、その状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第４章　まん延防止

目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

平時には、町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び町民や事業者等の理解促進に取り組むとともに、有事には適切な医療の提供等と合わせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施されることとなる。

特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限とされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、町は、国・県と連携しながら、対策の効果と影響を総合的に勘案し、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策として想定される内容や意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

② 町及び学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

① 町は、県と連携し、町内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請及び健康観察への協力等）の確認を進める。

② 町は、国や県から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、周知を行う。

③ 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策の選択肢としては、以下のようなものがある。

町は、国及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び町民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切な対策を講ずる。

なお、まん延防止対策の実施に際しては、町民の生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-1-1. 外出等に係る要請等

町は、地域の感染状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛の呼び掛け等を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。

町は上記要請が行われた場合は、県と連携し、町民等へ要請内容の周知等を行う。

3-1-1-2. 基本的な感染対策に係る勧奨等

町は、引き続き、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

3-1-2. 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1.営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更要請や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

町は、上記要請が行われた場合、町内の対象事業を行う者及び施設管理者等へ要請内容の周知を行うとともに、町が運営する施設等における使用制限（営業等時間の変更、人数制限、停止(休業)等）の検討を行う。

3-1-3. その他の事業者に対する要請

① 町は、国及び県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底及び従業員に対する基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を依頼する。

② 町は、必要に応じて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼び掛けを行う。

③ 町は、県からの要請を受けて、保有する公共施設等における基本的な感染対策の徹底や人数制限等の安全性を確保するための計画策定を行うほか、必要に応じてその内容の見直しを行う。

④ 町は、必要に応じて、感染リスクが高まっている地域への出張の延期・中止の呼び掛けを行う。

⑤ 町は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

3-1-4. 学級閉鎖・休校等の要請

町は、国及び県から情報提供・共有される感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、学校・保育施設等に対し、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、町は、国及び県の要請を受けて、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業 （学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。

3-2. 町内の感染状況等に応じた対策の検討

町は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、感染状況を町民や事業者等に可能な限り分かりやすく情報提供・共有することは、まん延防止対策の効果を高めるために重要である。

県において、県内の感染状況等について独自の指標等を用いて、段階（警戒度等）が示されることとなった場合は、当該段階を町民等に周知すること等により、効果的に町内の感染防止対策を実施する。

第５章　ワクチン

目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンが迅速に供給されるよう、平時から、緊急時におけるワクチンの供給体制を把握しておくことが重要であり、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

また、有事には、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行うことで、柔軟な運用を行えるようにする。

なお、ワクチン接種後に生じた症状等についても適切な情報収集を行うとともに、県や関係機関と連携し、健康被害救済手続が迅速に進められるよう、体制を整える。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材の把握

町は、ワクチンの接種に必要となる注射針やシリンジ等の資材について、平時から確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備するとともに、県と連携して、町内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。

1-2. ワクチンの供給体制

①　町は、県及び関係団体等と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築する。

（ア）管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

（イ）ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

（ウ）県との連携方法及び役割分担

②　町は、管内にワクチンを配送する事業者を把握するほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市区町村を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

町は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）　町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る[4]。

（イ）　町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）　町は、国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやＳＮＳ等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

[4] 予防接種法第６条第３項

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. ワクチン接種に必要な資材の確保

①　町は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、県と連携して、町内における事業者に対して、町内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。

②町又は県は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、国と連携し、接種に必要な量を確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

町又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。また、町は、県が大規模接種会場を設置し、接種を行う場合、その実施に協力する。

2-2-2. 接種体制の準備

町又は県は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制、町民の生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国が整理する接種の優先順位の考え方を基に、接種体制等の必要な準備を行う。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. 計画的な供給の管理

町は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。

3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築

①　町は、県及び事業者と連携し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。

②　町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割当て量の調整を行う。

③　町は、国からの要請を受け、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割当てを行う。

3-2. 接種体制

① 町又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

②　町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、町民への接種順位を決定する。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

町又は県は、町民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や町民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

町は、被接種者に対し予防接種健康被害救済制度についての情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

① 町は、国及び県と連携し、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュールや、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者 、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを図る。また、町民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法、各種相談窓口などの情報等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

③ 町は、パンデミック時においては、定期予防接種の接種率が低下することによるまん延が生じないよう、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第６章　保健

目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、町内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解と協力を得ることが重要である。

また、町は、県が、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を行使することを想定し、平時から県との連携を深める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、保健所における業務負担の急増が想定されるため、町は、県及び地域の関係機関と連携して感染症危機に対応する。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 人材の確保

① 県は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から１か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、ＩＨＥＡＴ要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

② 町は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する体制を検討する。

1-2. 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健所、地域医師会及び消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、町は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力体制を整備し、県と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

① 県は、保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、ＩＨＥＡＴ要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

② 町は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。

③ 町は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力にかかる準備を行う。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. 有事体制への移行

① 県は、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、ＩＨＥＡＴ要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。

② 町は、県から応援派遣の要請があった場合、人材の派遣等による協力に努める。

③ 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

3-2. 健康観察及び生活支援

① 町は、県からの依頼により、自宅療養者及び宿泊療養者等に対する外出自粛要請、健康観察の実施等に協力する。

② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第７章　物資

目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、町における業務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康並びに社会経済活動への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から感染症対策物資等を十分に確保し、備蓄等を推進することが重要である。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

2-2. 感染症対策物資等の使用に向けた準備

① 町は、全庁における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。

② 町は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務における、感染症対策物資等の備蓄の使用について準備を行う。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

町は新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

3-2. 感染症対策における物資の使用

町は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務において、計画的に感染症対策物資等の備蓄を使用し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、必要量を安定的に確保する。

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第８章　町民の生活及び地域経済の安定の確保

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活や社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は平時から、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や町民等に感染対策等の準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

また、町は、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、事業者や町民等に対して、必要な支援及び対策を行う。

第１節　準備期

（１）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係部局間並びに県と国及び町との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各部局は関係機関との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

1-2.　支援方法の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、ＤＸを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第７章第１節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

① 町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

② 町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局や関係機関等との調整を行うものとする。

第２節　初動期

（１）所要の対応

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、県と協力して、町民等に対し生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は経済生活上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、必要に応じて事業者に対しては生活関連物資の価格高騰を防ぐため、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-2. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第３節　対応期

（１）所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、必要に応じて県と協力し、町民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しては生活関連物資等の価格高騰を防ぐため買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国の要請に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者に対し必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. 犯罪の予防・取締り

町は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進する。

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格高騰を防ぐため、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

① 町は、県を通じて国からの要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

④ 町は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

⑥ 町は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民の生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に留意し効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3. 町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民の生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討にあたっては、生活基盤が脆弱（ぜいじゃく）な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

資料編

用語集

用語	内容
医師会等	富岡市甘楽郡医師会。
医療機関等	医療法第１条の２第１項に規定する医療提供施設。
医療措置協定	感染症法第36条の３第１項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	インターネットを用いて発信された情報等を通じて、不確かな情報と正確な情報が急激に拡散される現象のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第１項に規定する医薬品（薬機法第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすＡ型又はＡ型のような毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（ＢＣＰ）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言	特措法第32条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の３第１項又は第２項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の６第１項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認められるときに、対象者及び期間を定

	め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施される予防接種のこと。
シリンジ	ワクチンを接種するために用いる注射器の針以外の部分のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症	感染症法第６条第７項各号に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症をいう。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の２第１項、第44条の７第１項又は第44条の10第１項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第１項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020（令和２）年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（ＣＯＶＩＤ-19）による急性呼吸器症候群。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	市町村、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第１条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法。
まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第６条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第25条に規定する県対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	様々な言語やコミュニケーション媒体（例：ボディランゲージ、画像、動画等）を適切に読み取り分析し、適切にその媒体で記述・表現できること。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ＩＨＥＡＴ	Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。
ＩＨＥＡＴ要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。